

欧州特許庁、係属中の出願の法的安定性を向上させる枠組を開始

2014年7月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、7月3日、係属中の出願の法的安定性を向上させるスキームを同月に開始する旨、プレスリリースを行った。

プレスリリースによると、「Early Certainty from Search」と名付けられた本スキームにおいて、以下の取組が実施される。

- ・全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行する。
- ・新たな出願の審査を開始するよりも、既に着手した出願の審査の完了を優先する。
- ・肯定的な見解書が発行された出願を迅速に処理する。

また、裏付けのある情報提供が第三者から記名で提出された出願について、優先的に審査を行うとともに、異議申立、減縮及び取消も優先的に取扱う。

プレスリリースによると、調査報告及び見解書を適時に発行することにより、特許取得戦略の確固とした基盤が早期に提供され、特許保護を求める企業や発明家のメリットとなる。一方、先行技術の一覧と特許性に関する見解を早期に提供することにより、係属中の出願の透明性が高まり、一般公衆にとってもメリットとなる。

本スキームの導入は今年2月に予告されていたが、ユーザーとの協議を通じて支持が得られたことから、正式に実施されることになった。

— プレスリリースは、以下参照 —

[New scheme to improve legal certainty on pending applications](#)

— 「Early Certainty from Search」に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照。 —

[欧州特許庁、全出願について早期に調査報告を発行する「Early Certainty from Search」イニシアチブの導入を決定（2014年2月20日）（PDF）](#)

(以上)